

## 放課後児童クラブ（学童保育）の基準に関する条例案

国の指針（放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書より）	和歌山市条例案
<p>① 従事する者 【従うべき基準】</p> <p>I. 放課後児童クラブに置くべき有資格者は「児童の遊びを指導する者」の資格とする。 ※ただし、必ずしも業務に従事する者全員に資格を求める必要は無い。</p> <p>II. 基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に 必要な知識・技能を保管する為の研修を制度化することが適当である。</p> <p>III. 有資格者となるための研修については、原則として都道府県が実施することが 適当である。</p> <p>IV. 新たに作成するガイドライン等で着任時の研修の受講を推奨することが適当である。</p>	<p>① 従事する者 【従うべき基準】</p> <p>I. 国の基準に準ずる。</p> <p>II. 国の基準に準ずる。</p> <p>III. 国の基準に準ずる。</p> <p>IV. 国の基準に準ずる。</p>
<p>② 員数 【従うべき基準】</p> <p>I. 職員は2人以上を配置。うち1人以上は有資格者を配置する。</p> <p>II. 小規模クラブについては、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設 の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とすることが適当である。 ただし、この場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。</p>	<p>② 員数 【従うべき基準】</p> <p>I. 国の基準に準ずる。</p> <p>II. 国の基準に準ずる。</p>
<p>③ 児童の集団の規模 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 児童の集団の規模はおおむね40人までとする。</p> <p>II. 児童数は毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数 で捉えることが適当である。</p>	<p>③ 児童の集団の規模 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 国の基準に準ずる。</p> <p>II. 国の基準に準ずる。</p>
<p>④ 施設・設備 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 児童1人当たりの面積については、おおむね1.65㎡以上が望ましい。 ※面積算定の基準となる児童数は、③-Ⅱの算定法による。</p> <p>II. 静養スペースを設けることが適当である。 ※静養スペースの設置は児童の安全・健康・衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に 応じたものとすべきである。</p>	<p>④ 施設・設備 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 国の基準に準ずる。</p> <p>II. 静養スペースを設けることが望ましい。 ※静養スペースの設置は児童の安全・健康・衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に 応じたものとすべきである。</p>
<p>⑤ 開所日数 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 平日授業日に学校の長期休暇等を加えた数である年間250日以上を原則とする。 地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。</p>	<p>⑤ 開所日数 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 国の基準に準ずる。</p>
<p>⑥ 開所時間 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 平日は1日平均3時間以上開所するものとする。 休日は子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上 開所するものとする。</p>	<p>⑥ 開所時間 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 国の基準に準ずる。</p>

放課後児童健全育成事業（学童保育）

	ご意見	ご意見の理由	対応方針
① 従事する者【従うべき基準】	○従事する者の資格について、ある程度、条件をつけた方がよい。「児童の遊びを指導する者」を基準として、一定の充実した研修を受講した人を有資格者として明記してはどうか。	○放課後児童クラブガイドライン（平成19年10月19日）について理解し、実践できる指導者を望みたい。 ○児童福祉事業経験2年をもって、有資格者とするには無理がある。 ○若竹学級の実態は、指導について様々であるため、レベルアップした差のない指導を行いたい。	従事する者の資格要件としては、現在、放課後児童クラブガイドラインにおいて、「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者が望ましいとされてきたが、児童福祉法の改正に伴い、平成27年4月から、条例において「児童の遊びを指導する者」を資格要件として規定する予定です。 現在、放課後児童健全育成推進員や若竹学級コーディネーターを中心として、月2回程度、各若竹学級を訪問し、子どもたちへの指導方法、教室の運営等について、指導員の指導を行っています。また、市が主催する研修会の開催や県主催の研修会への参加を促しているところです。 今後、法改正に伴い有資格者となるための研修会も、県単位で拡充される見込であることから、これらの研修会への参加を積極的に促すとともに、参加しやすい環境づくりに取り組みたい。
	○有資格者となるための研修について、子どもの意見や話を丁寧にすくい上げ、子どもと向き合う姿勢を大切にできるような指導員になるための研修を行ってほしい。	○子育てをサポートする機能の一環なので、働く保護者が安心して預けられる場所、子どもたちが行きたくなるような場所として、信頼できる見守ってくれる大人が必要だと思う。質の向上に繋がる。	同上
	○指導者の研修については、着任時だけでなく着任後も定期的に行う仕組みが必要。		同上
	○指導員の資質の向上のため、最低研修は必要。	○指導員の資質として、子ども一人ひとりの成長発達を見守り支援できる人であってほしい。	同上
④ 施設・設備【参酌基準】	○静養スペースを設けることについて、「適当である」国基準と「望ましい」の基準では、イメージのみの問題で違いが分からない。		民間保育園には園内に静養スペースがあり、また若竹学級については学校との連携の中で保健室の使用が可能であることから、現在の若竹学級及び保育園学童保育においては教室内にはないが、設置できていると見なせるものと考えています。このような状況で「国の適当である」との表現を「望ましい」としたのですが、表現を国と同様にしたいと考えます。
	○静養スペースについて、「望ましい」にしてしまうと更に基準がゆるく捕らえられるので、国基準から変更して明記するならば、義務付けするほうがよい。	○最近増加傾向である特別なニーズを持つ子どもに対応する意味でも、静養スペースは重要であり、友達とのトラブル等子どもが冷静になれる場でもあるため。	同上
	○施設・設備については、静養スペース以前に教室の改善が必要な学級があると思う。		設備等についても十分な面積、設備等が確保されていない状況もあり、利用者、子ども達にも不便をかけているので、それらの改善点を重点的な課題として取り組みたい。

	ご意見	ご意見の理由	対応方針
⑤ 開所 日 数  ⑥ 開 所 時 間	○小学校に子どもが行くようになると、仕事をやめたり、控えたりする保護者が多いのが現状なので、ニーズ調査にとられず、柔軟な対応を求める。また、夏休みでも、普段と変わらず開所時間を配慮してほしい。	○保護者が働き続けるため、学童の開所時間への配慮は必要不可欠。	利用時間については、平成24年7月から、これまで平日18時までを30分延長し、18時30分までに、また、夏休みなどの長期休暇中においても、開始時間を30分早め8時から、終了時間を1時間30分延長し18時30分とし、利用者の利便性の向上を図っているところです。 また、土曜日については、利用者への希望調査を行い、希望があれば開級しておりますが、平成25年度の現状では、59学級中18学級が未開級、利用児童数は平均2名程度となっています。
そ の 他	○指導者の勤務時間について、子どもの受け入れ時間に限定するのではなく、その前後の指導者の勤務時間を保障する必要があるのではないか。それについて、明記が必要ではないか。	○その日の学童の内容の共有、会議や話し合い、準備等子どもいない時間帯に活動することがあるはずなので、その活動を無償で行わなければならないと、学童の質に影響するのではないかと懸念する。	指導員の報酬については、子ども達の受け入れ準備のための早登級や遅退出、準備会議、また、研修会への参加については、勤務時間として対応しています。
	○発達の特性的な子どもを受け入れるための体制について、どのようにしていくのか検討が必要。	○現実として、受け入れてもらえなかったと聞いている。	集団行動ができることとして、子ども達を受け入れています。また、受け入れのための加配指導員の確保などの課題があるが、可能なかぎり対応していきたい。

## 市民意見募集（パブリックコメント）結果

### < 募集案件の概要 >

募集案件	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）
受付期間	平成26年2月25日～平成26年3月26日
ご意見の件数	1名1件

### < ご意見の概要と市の考え方 >

ご意見の概要	市の考え方
<p>放課後児童クラブの従事する者について、「『児童の遊びを指導する者』の資格とし、必ずしも従事する者全員に資格を求める必要はない」とあるが、現在の職員の状況から考えると、子どもが健全に放課後を過ごし、保護者が安心して働けるように、もっと質を高めてほしいと思います。もっと専門性の高い職業だと思います。</p>	<p>従事する者の資格要件としては、現在、放課後児童クラブガイドラインにおいて「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者が望ましいとされてきたが、児童福祉法改正に伴い、平成27年4月から、条例において「児童の遊びを指導する者」を資格要件として規定する予定です。現在、放課後児童健全育成推進員やコーディネーターを中心として、月2回程度、各若竹学級を訪問し、子どもたちへの指導方法、教室の運営等について、指導員の指導を行っています。</p> <p>また、市が主催する研修会の開催や県主催の研修会への参加を促しているところです。今後、法改正に伴い有資格者となるための研修会も、県単位で拡充される見込であることから、これらの研修会への参加を積極的に促すとともに、参加しやすい環境づくりに取り組みたい。</p>